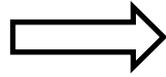


# 定住自立圏構想とその背景について

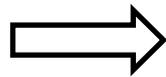
平成28年1月22日

全国(2005年→2035年)

人口減少



少子高齢化

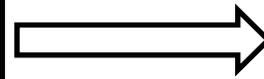


総人口 →約13%減少見込み  
年少人口 →約40%減少見込み  
高齢者人口→約45%増加見込み

地方圏(2005年→2035年)

1975年

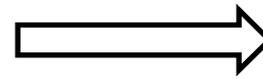
約5,871万人



+487万人

2005年

約6,358万人



▲1,178万人

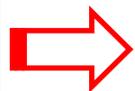
2035年

約5,180万人

約2割の人口減

このような人口減少の進行の中、地方では・・・

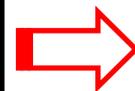
人口減



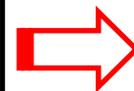
税収減



財政悪化

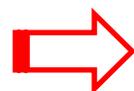


緊縮財政

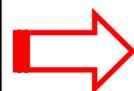


地域経済の冷え込み、人口流出

自治体病院の廃止・縮小  
市町村営バスの縮小 等



税収減



財政悪化

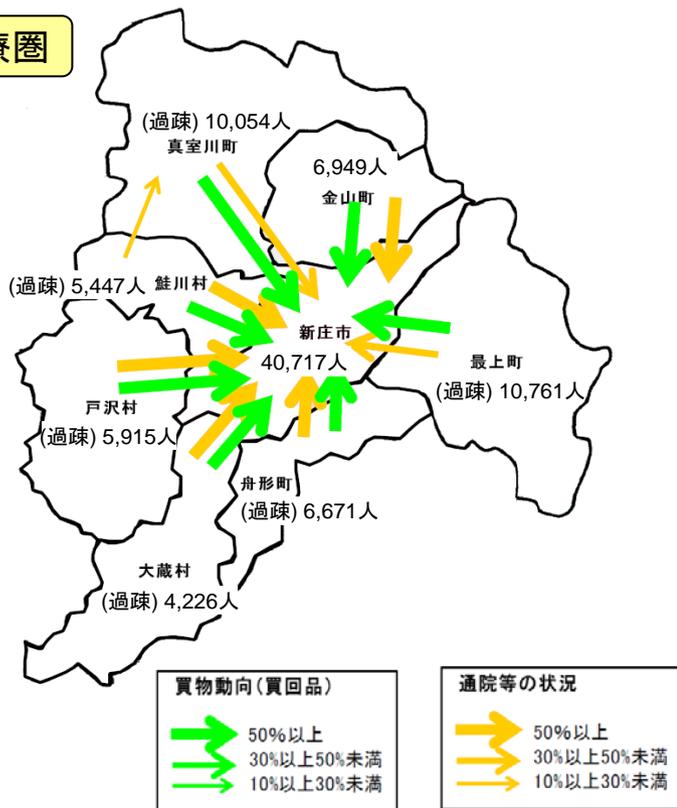
...

地方圏は中長期的に負のスパイラルに落ち込む危機

- 買物、通院、通勤、通学等は市町村の区域内で完結しておらず、中心的な地域との結びつきが見られる。
- 上記の「中心的な地域との結びつき」は、買物、通院、通勤、通学の全てが一致しているとは限らない。

山形県の例

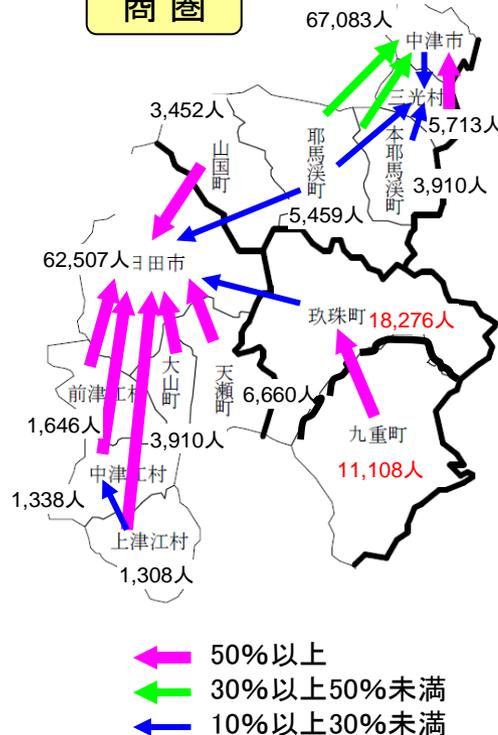
商圈・医療圏



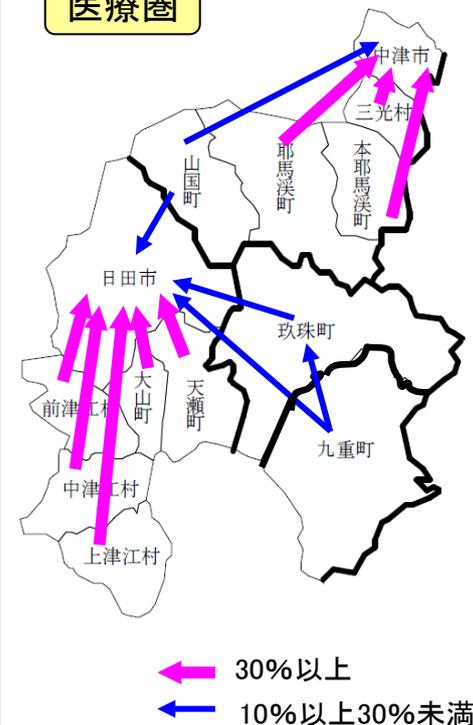
※ 出典：山形県市町村合併推進構想(平成18年3月)  
 ※ 人口は平成17年国勢調査による。  
 ※ 過疎地域は平成19年4月1日時点。

大分県の例

商圈



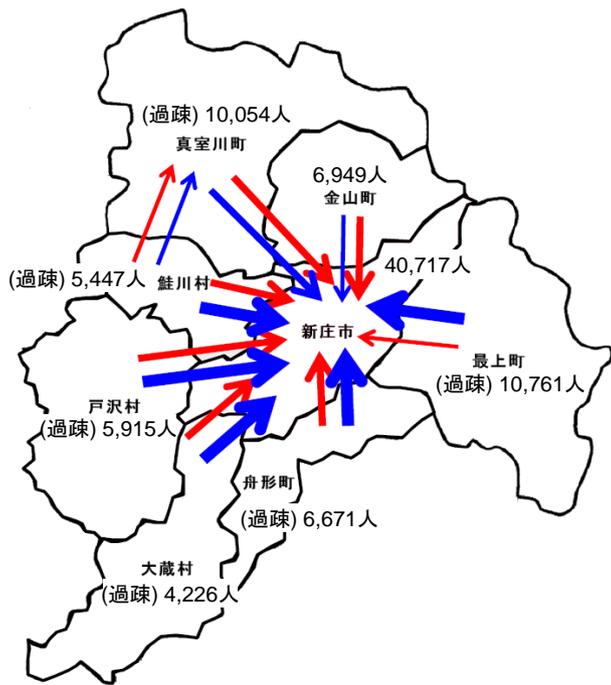
医療圏



※ 出典：大分県市町村合併推進要綱(平成12年12月)  
 ※ 人口は黒字は平成12年国勢調査、赤字は平成17年国勢調査による。  
 ※ 過疎地域は平成19年4月1日時点。

## 山形県の例

### 通勤圏・通学圏



#### 通勤圏の状況

- 30%以上
- 20%以上30%未満
- 5%以上20%未満

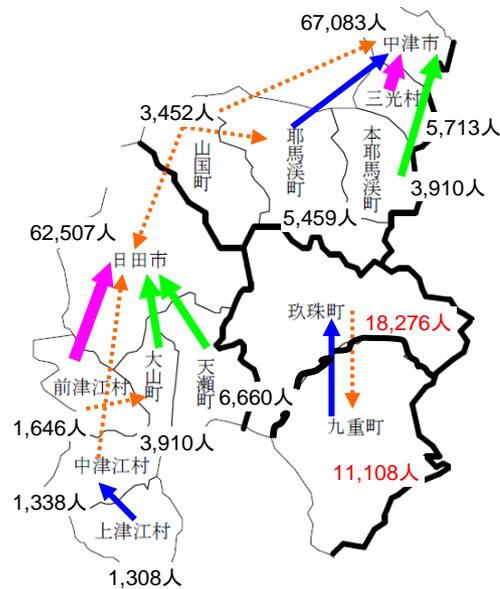
#### 通学圏の状況

- 50%以上
- 30%以上50%未満
- 10%以上30%未満

※ 出典: 山形県市町村合併推進構想(平成18年3月)  
 ※ 人口は平成17年国勢調査による。  
 ※ 過疎地域は平成19年4月1日時点。

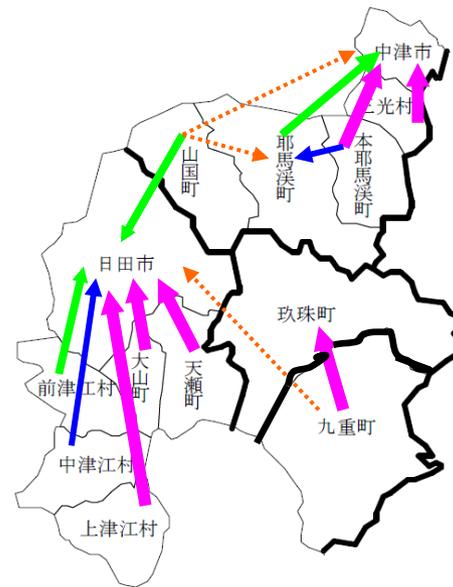
## 大分県の例

### 通勤圏



- 30%以上
- 20%以上30%未満
- 10%以上19%未満
- 5%以上10%未満

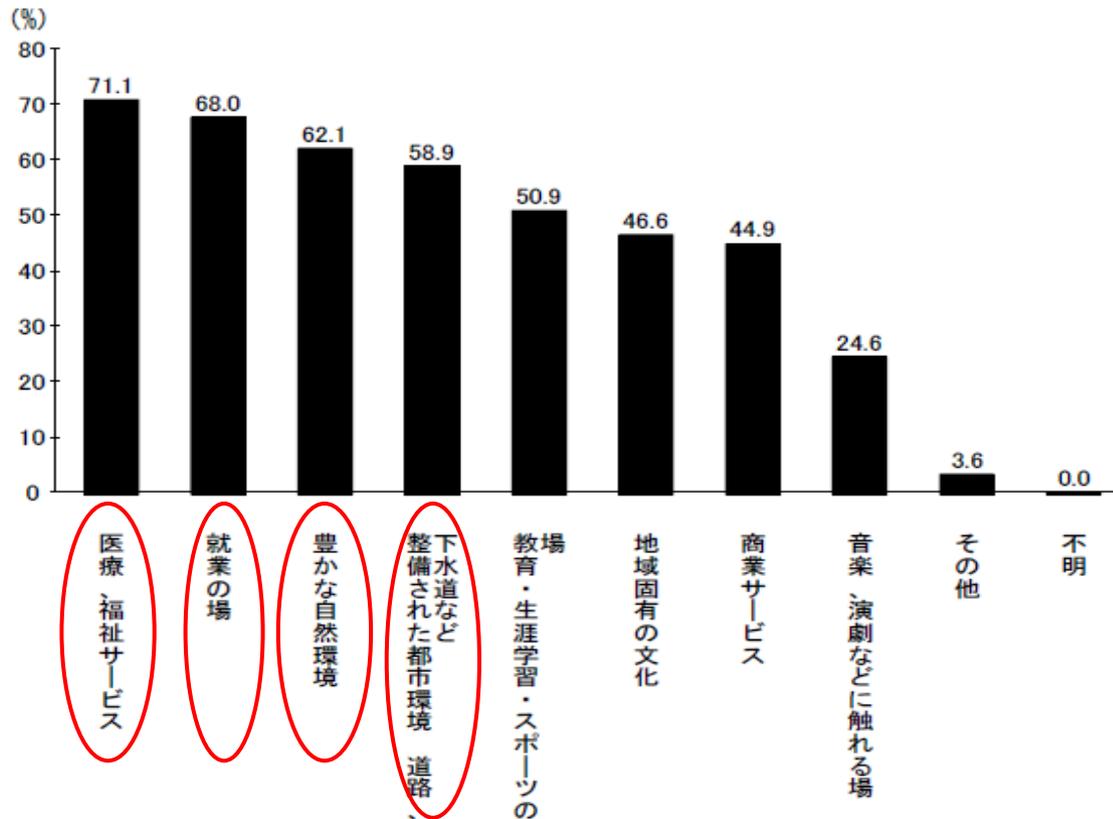
### 通学圏



- 50%以上
- 30%以上50%未満
- 20%以上30%未満
- 10%以上20%未満

※ 出典: 大分県市町村合併推進要綱(平成12年12月)  
 ※ 人口は平成12年国勢調査による。  
 ※ 過疎地域は平成19年4月1日時点。

○地域が生き残るために大切な要素として、「医療・福祉サービス」(71.1%)、「就業の場」(68.0%)、「豊かな自然環境」(62.1%)、「整備された都市環境」(58.9%)が高い割合を占める。



(注)  
・データは全国18歳以上50歳未満の男女6,000人にアンケート調査を実施したものの。(有効回収数3,329人)  
・左記の調査結果は、9つの選択肢を示し、地域が生き残るためにどのような要素が大切であるかという質問において複数回答可として回答されたもの。

## <20歳>

○地元に残りたいのに出て行かざるを得ない層に、地元に残る選択肢を与える。

### 必要な機能

- 雇用の場
- 就学の場
- 子供を産み育てる環境
- 公共交通機関
- 消費機会・娯楽の場

## <40歳>

○子どもの独立や親の介護に伴うUターン者の移住。  
○地方の生活に魅力を感じているUターン者の移住。

### 必要な機能

- U・ターン者の雇用の場
- U・ターン者の住宅
- 消費機会・娯楽の場
- 親の介護に必要な環境
- 子どもの教育の場

## <60歳>

○希望する人が生き甲斐を持って可能な限り住み続けられる環境の整備。  
○第2の人生における新たな可能性を育める環境。

### 必要な機能

- 医療福祉環境
- 徒歩圏内で必要な日常生活に必要なものを満たせる場
- 地域内交通
- 今までの経験を活かせる社会貢献の場

### 各世代に共通した必要な機能

- 豊かな自然環境
- 地域コミュニティ
- 安全・安心な食料の生産
- 地域固有の歴史・文化

# 目指すべき都市機能のイメージ

定住自立圏構想研究会資料

	医療・福祉	教育	消費・金融	情報・娯楽・文化・スポーツ	交通・生活基盤
目指すべき都市機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救命救急センター</li> <li>・高度医療(脳疾患・心臓疾患)対応病院</li> <li>・24時間対応小児科専門病院</li> <li>・一般病院</li> <li>・救急告示病院</li> <li>・老人ホーム</li> <li>・保育所</li> <li>・放課後児童クラブ</li> <li>・児童相談所</li> <li>・</li> <li>・</li> <li>・</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学</li> <li>・各種専門学校</li> <li>・大手予備校</li> <li>・幼稚園</li> <li>・高校</li> <li>・学習塾</li> <li>・英会話学校</li> <li>・</li> <li>・</li> <li>・</li> <li>・</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・百貨店</li> <li>・大型書店</li> <li>・ショッピングセンター</li> <li>・遊興飲食店</li> <li>・銀行</li> <li>・商店街</li> <li>・ホームセンター</li> <li>・家電量販店</li> <li>・大型スーパー</li> <li>・消費者生活センター</li> <li>・</li> <li>・</li> <li>・</li> <li>・</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・美術館・博物館</li> <li>・図書館</li> <li>・文化ホール</li> <li>・映画館</li> <li>・都市公園</li> <li>・フィットネスクラブ</li> <li>・カルチャーセンター</li> <li>・旅館・ホテル</li> <li>・光インターネット基盤</li> <li>・都市型CATV</li> <li>・</li> <li>・</li> <li>・</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新幹線駅</li> <li>・鉄道ターミナル駅</li> <li>・バスターミナル</li> <li>・空港アクセスバス</li> <li>・高速バス発着駅</li> <li>・高速道路のIC</li> <li>・</li> <li>・</li> <li>・</li> <li>・</li> <li>・</li> </ul>

# 必要な都市機能の人口当たりの現況

定住自立圏構想研究会資料

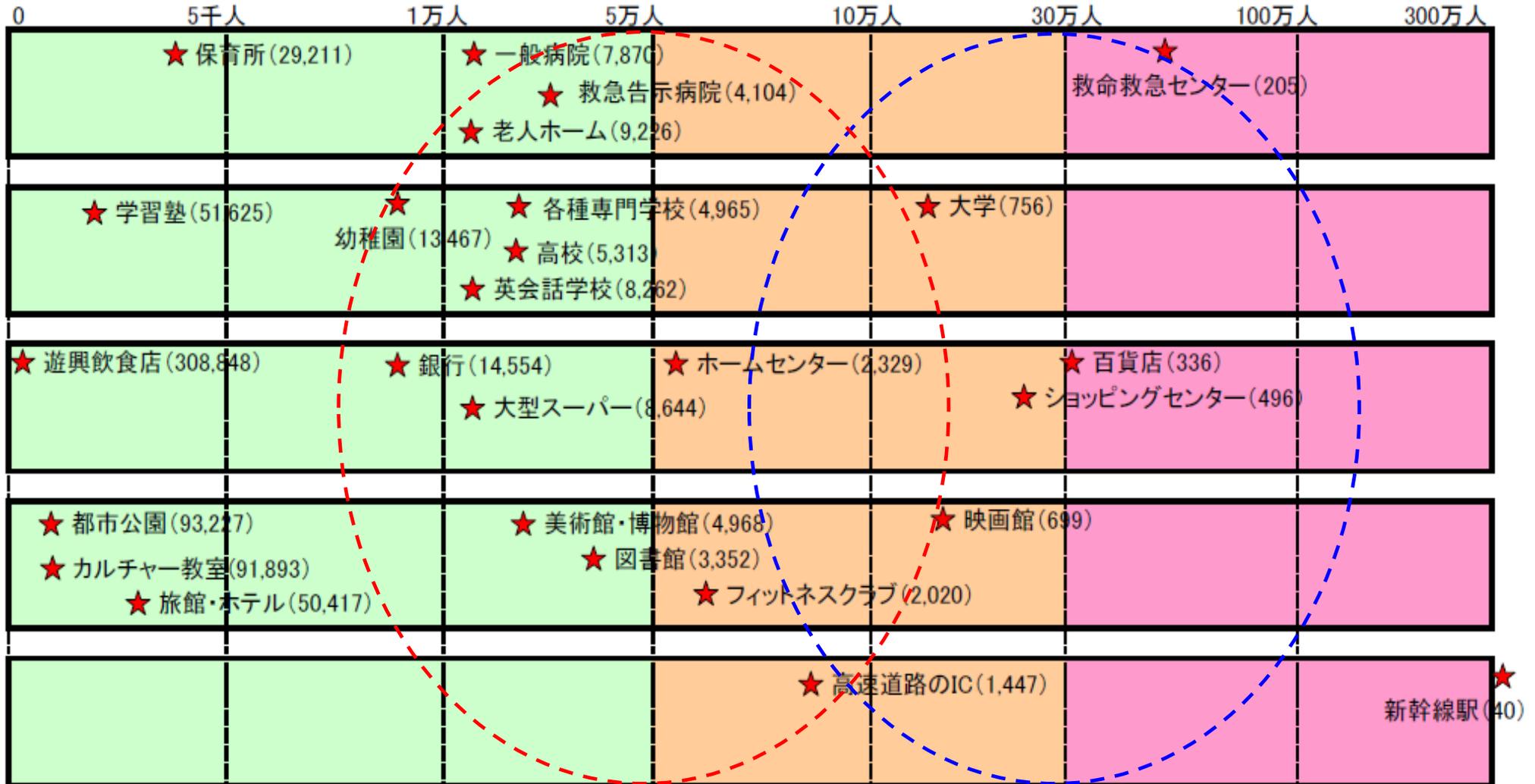
分野	都市機能	施設等の数	1施設当たり人口概数※
医療・福祉	救急救命センター	205	623,000
	一般病院	7,870	16,000
	救急告示病院	4,104	31,000
	老人ホーム	9,226	14,000
	保育所	29,211	4,000
教育	大学	756	169,000
	各種専門学校	4,965	26,000
	幼稚園	13,467	9,000
	高校	5,313	24,000
	学習塾	51,625	2,000
	英会話学校	8,262	15,000
消費・金融	百貨店	336	380,000
	ショッピングセンター	496	258,000
	遊興飲食店	308,848	400
	銀行	14,554	9,000
	ホームセンター	2,329	55,000
	大型スーパー	8,644	15,000

分野	都市機能	施設等の数	1施設当たり人口概数※
情報・娯楽・文化・スポーツ	美術館・博物館	4,968	26,000
	図書館	3,352	38,000
	映画館	699	183,000
	都市公園	93,227	1,000
	フィットネスクラブ	2,020	63,000
	カルチャー教室	91,893	1,000
交通・生活基盤	旅館・ホテル	50,417	3,000
	新幹線駅	40	3,194,000
	高速道路のIC	1,447	88,000

※日本の全人口を施設等の数で除した場合の平均の1施設当たり人口概数

# 必要な都市機能の人口当たりの現況 (図)

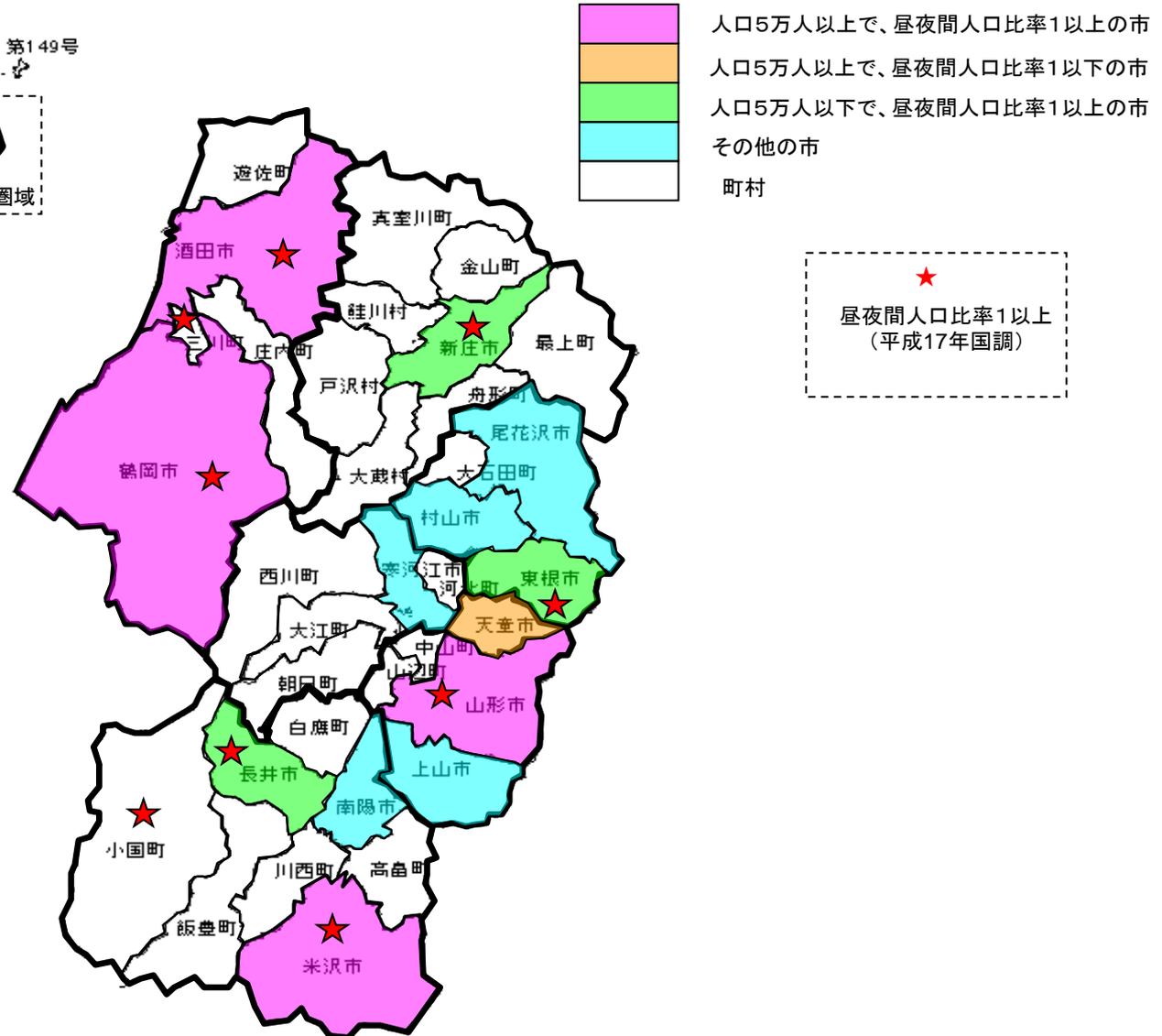
定住自立圏構想研究会資料



# 山形県における市町村の現況

定住自立圏構想研究会資料

国土地理院承認 平14総複 第149号



山形県

# 定住自立圏構想の取組経緯

◎定住自立圏構想研究会報告書（平成20年5月）



## ◎総務省の取組

- 総務省「地域力創造本部～定住自立圏構想推進のために」を設置  
(平成20年7月4日)
- 研究会に引き続き、「定住自立圏構想の推進に関する懇談会」（座長：佐々木毅  
学習院大学教授）を開催
  - ・ 研究会構成員であった有識者に加えて、関係各省（厚労省、農水省、国交省、経産省）も参加
- 先行実施団体の募集 ⇒ **中心市24市（22圏域）**などを決定
- 「**定住自立圏構想推進要綱**」（総務事務次官通知）を地方自治体宛に通知  
**総務省による財政措置の概要**を公表（平成20年12月26日）
- 定住自立圏構想の推進に向けた**関係各省による支援策及び地方財政措置**について、地方自治体宛に通知（平成21年4月1日）



## ◎平成21年4月から要綱を施行し、全国展開へ

- 126市が**中心市宣言**を実施
- 102の**定住自立圏**が成立（延べ466市町村※近隣市町村の重複含む）
- 94**圏域**が**共生ビジョン**を策定

平成28年1月18日時点

# 定住自立圏構想のポイント

東京圏への人口流出防止  
地方圏への人の流れの創出

分権型社会にふさわしい  
社会空間の形成

ライフステージに応じた  
多様な選択肢の提供

○安心して暮らせる地域

○中心市と近隣市町村が連携・  
役割分担

○生活に必要な都市機能(民間  
機能・行政機能)を確保

定住自立圏構想

# 新たな「圏域」づくり

## 集落生活圏の維持

## 広域圏域の形成

### 過疎集落等の維持・活性化

#### 目指す方向性

- 持続可能な集落活性化のため、基幹集落中心に「**集落ネットワーク圏**」(小さな拠点)を形成。

#### 具体的な支援

- **地域産業の振興と日常生活機能の確保の取組**をハード・ソフト両面から支援し、定住環境を整備。
- 集落の組織力を高めるため、**地域おこし協力隊や集落支援員**などを拡充。

➔ 「**小さな拠点**」の形成により「**集落生活圏**」を維持

※「集落生活圏」…自然的社会的諸条件からみて一体的な日常生活圏を構成していると認められる集落及びその周辺の農用地等を含む一連の地域(地域再生法)。

### 定住自立圏構想の推進

#### 目指す方向性

- 中心市(人口5万人程度以上)と近隣市町村が連携し、地方圏における「**定住の受け皿**」を形成。  
※中心市宣言団体数:126市  
※協定締結等圏域数:102圏域 (H28.1.18現在)

#### 具体的な支援

- 全国的に進んでいる**医療・福祉、公共交通など生活基盤の確保に向けた取組**や、ニーズが高まっている**産業振興、移住・交流など圏域の活性化に向けた取組**を支援。

※ 平成27年度にこれまでの取組成果について検証を行い、その検証結果も踏まえ、今後、取組に対する支援策を検討することとしている。

➔ 地方圏の人口流出を食い止める「**ダム機能**」の確保

### 連携中枢都市圏の形成

#### 意義

- 地域において、**相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市**(人口20万人以上)が**近隣市町村と連携して「連携中枢都市圏」**を形成。  
※連携中枢都市宣言団体数:12市  
※連携協約締結等圏域数:4圏域 (H27.12.24現在)

#### 役割

- ① **圏域全体の経済成長のけん引**
- ② **高次の都市機能の集積・強化**
- ③ **圏域全体の生活関連機能サービスの向上**

#### 実現手法

- **連携協約の導入**
- 平成26年度・平成27年度は、**連携中枢都市圏の形成を推進**するため、国費により支援(21事業)
- **平成28年度の政府予算案にも1.3億円**を計上し、引き続き**連携中枢都市圏の形成を促進**
- 平成27年度から**地方交付税措置**を講じて**全国展開**を図る

➔ 「**一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点**」を築く

※「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中で、「地方中枢拠点都市圏」を含む複数の都市圏概念が「**連携中枢都市圏**」に統一された。

# 「定住自立圏構想」の推進

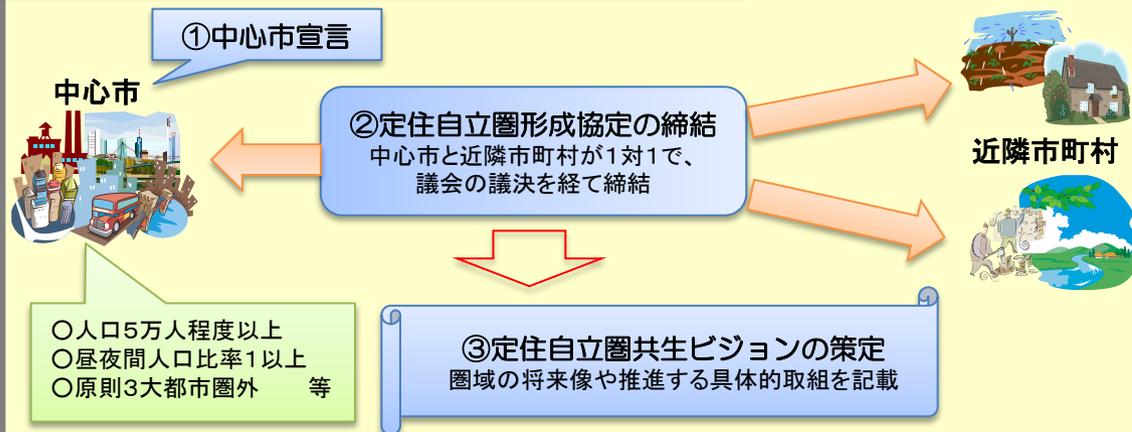
## 定住自立圏構想の意義

中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、**圏域全体として必要な生活機能等を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成する。**

【圏域に求められる役割】

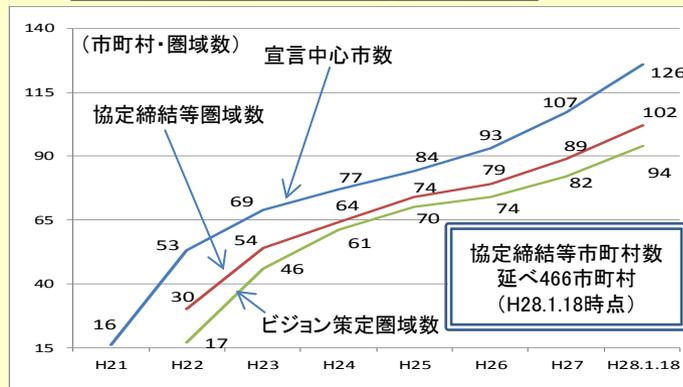
- ①生活機能の強化（休日夜間診療所の運営、病児・病後児保育の実施、消費生活法律相談の実施、地場産業の育成 等）
- ②結びつきやネットワークの強化（デマンドバスの運行、滞在型・体験型観光・グリーンツーリズムの推進、生活道路の整備 等）
- ③圏域マネジメント能力の強化（合同研修の実施や職員の人事交流、外部専門家の招へい 等）

## 圏域形成に向けた手続



## 定住自立圏構想への取組状況

KPI: 2020年 140圏域 (H28.1.18現在 102圏域)



※日付の記載が無い場合は4月1日時点の数値

## 定住自立圏に取り組む市町村に対する支援

### 特別交付税

- ・包括的財政措置(平成26年度から大幅に拡充)  
(中心市 4,000万円程度→8,500万円程度)  
(近隣市町村 1,000万円→1,500万円)
- ・外部人材の活用に必要な経費に対する財政措置
- ・地域医療の確保に必要な経費に対する財政措置 等

### 地方債

- ・地域活性化事業債を充当 (充当率90%、交付税算入率30%)

### 各省による支援策

- ・地域公共交通の確保や教育環境の整備支援など、定住自立圏構想推進のための関係各省による事業の優先採択

# 中心市について

中心市は、生活に必要な都市機能について一定の集積があり、近隣市町村の住民もその機能を活用しているような、都市機能がスピルオーバーしている都市であることが必要。

このような観点から、中心市は下記の要件を満たす市とする。また、近隣市町村の意向に配慮しつつ、あらかじめ、地域全体のマネジメント等において中心的な役割を担う意思を「宣言」することとする。

## 中心市の要件

- ①人口：5万人程度以上（少なくとも4万人超）
  - ②昼夜間人口比率：1以上（合併市の場合は、人口最大の旧市の値が1以上も対象とする。）
  - ③地域：
    - ・三大都市圏の都府県（\*）の区域外の市
    - ・三大都市圏の都府県（\*）の区域内では、通勤通学者のうち、特別区又は指定都市に通勤通学する者の割合が、1割未満の市
- \* 埼玉、千葉、東京、神奈川、岐阜、愛知、三重、京都、大阪、兵庫、奈良

## 中心市宣言

地域全体における生活機能を確保し、魅力を向上させる上で、近隣市町村の意向に配慮しつつ、中心的な役割を担う意思を明示するため、「中心市宣言書」を作成し、公表する。

- ① 地域全体のマネジメント等において、中心的な役割を担うとともに、積極的に各種サービスを提供していく意思
- ② 行政・民間分野に係る都市機能の集積状況
- ③ 近隣市町村と連携することを想定する取組 等を中心市宣言書に記載  
公表後、関係都道府県及び総務省に中心市宣言書の写しを送付。  
総務省は速やかに関係府省に写しを送付。

# 定住自立圏形成協定について

人口定住のために必要な生活機能の確保に向けて、中心市宣言を行った中心市と近隣市町村が1対1で、「生活機能の強化」、「結びつきやネットワークの強化」、「圏域マネジメント能力の強化」の観点から連携する取組について、関係市町村の議会の議決を経て定める協定。

## 中心市と協定を締結する近隣市町村

中心市と近接し、経済、社会、文化又は住民生活等において密接な関係を有する市町村。  
※通勤通学10%圏等の要素も考慮して、関係市町村において判断。

## 協定の期間・廃止

協定の期間は、連携を安定的に維持・拡大していく観点から、原則として、定めのないものとする。

ただし、一方の市町村から、議会の議決を経て協定の廃止を求める旨の通告があった場合は、一定期間の経過後に廃止。（この一定期間は、原則として2年間とし、あらかじめ当該協定に規定。）

## 協定の締結に係る留意事項及び協定の公表・送付

- ・ 中心市が属する都道府県と異なる都道府県に属する近隣市町村とも締結できる 等。
- ・ 協定の締結後、直ちに公表し、関係都道府県及び総務省に協定の写しを送付。  
総務省は速やかに関係府省に写しを送付。

## 協定で規定する取組

定住自立圏全体の活性化を通じて人口の定住を図るという観点から、様々な政策分野において具体的に連携を図っていくことを、協定に規定する。

その上で、特に連携する具体的事項については、地域の実情に応じて柔軟に定めうるが、「集約とネットワーク」の考え方を基本として人口定住を図るために必要な生活機能を確保するという観点から、定住自立圏構想の3つの視点ごとに、各地域の具体的な取組を1つ以上規定する。

### 生活機能の強化

- a 医療
- b 福祉
- c 教育
- d 土地利用
- e 産業振興

### 結びつきやネットワークの強化

- a 地域公共交通
- b デジタル・デバイス<sup>①</sup>の解消  
へ向けたICTインフラの整備
- c 道路等の交通インフラの整備
- d 地域の生産者・消費者等  
の連携による地産地消
- e 地域内外の住民との交  
流・移住促進
- f 上記のほか、結びつきや  
ネットワークの強化に係る取組

### 圏域マネジメント 能力の強化

- a 中心市等における人材  
の育成
- b 中心市等における外部  
からの行政及び民間人  
材の確保
- c 圏域内市町村の職員等  
の交流
- d 上記のほか、圏域マネジ  
メント能力の強化に係る取  
組

# 定住自立圏共生ビジョンについて

中心市は、定住自立圏形成協定の締結により形成された定住自立圏全体を対象として、当該定住自立圏の将来像や、定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組を記載した「定住自立圏共生ビジョン」を策定し、公表する。

## ビジョンに記載する主要事項及び期間

### ① 定住自立圏の将来像

当該定住自立圏における都市機能の集積状況等を示すとともに、定住自立圏全体で人口定住のために必要な生活機能を確保するため、自立のための経済基盤を培い、地域の活性化を図るという観点から、当該定住自立圏の将来像を提示。

### ② 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

将来像の実現に向けて、協定に基づき、関係市町村が連携して推進する取組を記載。（取組内容、スケジュール、関係する市町村、根拠となる協定等。）

### ③ ビジョンの期間

期間は、おおむね5年間とし、毎年度所要の変更を行う。

## 策定手続き等

### ① 関係者の意見を幅広く反映させるため、定住自立圏の取組に応じて、以下のような民間や地域の関係者を構成員とし、中心市が開催する「圏域共生ビジョン懇談会」における検討を経る。

- ・ 医療・福祉・教育・産業振興・地域公共交通等各分野の代表者
- ・ 大規模集客施設、病院等都市集積が生じている施設等の関係者 等

### ② ①における検討を経て、各近隣市町村と当該市町村に関連する部分について協議。

### ③ 策定後、公表。中心市は近隣市町村、関係都道府県及び総務省にビジョンの写しを送付。

総務省は速やかに関係府省に写しを送付。

# 合併1市圏域、複眼型中心市について

## 合併1市圏域

中心市のうち、広域的な合併を行った合併市であって、人口最大の旧市の昼夜間人口比率が1以上のもの（合併後10年未満に限る※）は、合併1市で定住自立圏を形成することができる。

この場合、定住自立圏形成協定に代えて、人口最大の旧市を中心地域、他の旧市町村を近隣地域とした「定住自立圏形成方針」を議会の議決を経て、策定できる。

### 合併1市圏域

1つの合併市で1圏域を形成



※合併後10年を経過した団体についても、平成27年9月30日まで（東日本大震災の特定被災地方公共団体については、当分の間）中心市宣言できる経過期間を設けている。

## 複眼型中心市

隣接する2つの市（それぞれ昼夜間人口比率要件及び地域要件を満たすもの）の人口の合計が4万人を超えるときは、2つの市を合わせて1つの中心市とみなすことができる。

この場合、全ての行為は2つの市が共同して連名で行う。例えば、中心市宣言や近隣市町村との定住自立圏形成協定の締結等を2つの市の連名で行う。

### 複眼型中心市

圏域内に中心市に該当する2つの市が存在



# 合併1市圏域の要件

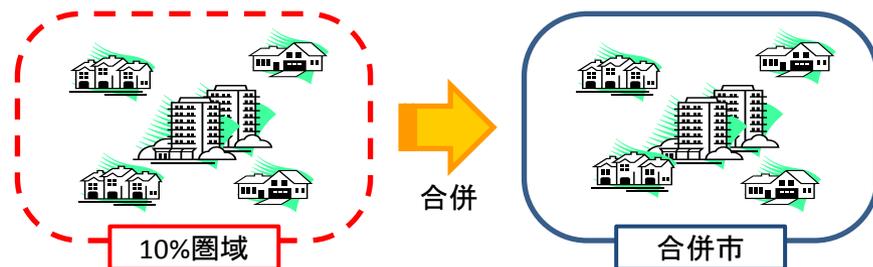
○中心市のうち、下記3つのパターンのいずれかに該当するものは、「広域的な合併を経たもの」として「**合併1市圏域**」を形成することができる。

■平成11年度以降に合併をした市(合併後10年未満に限る※)で、人口最大の旧市の昼夜間人口比率が1以上のもののうち

※合併後10年を経過した団体についても、平成27年9月30日まで(東日本大震災の特定被災地方公共団体については、当分の間)中心市宣言できる経過期間を設けている。

## パターン1

合併の結果、通勤通学10%圏内の市町村が存しなくなったもの。



## パターン2

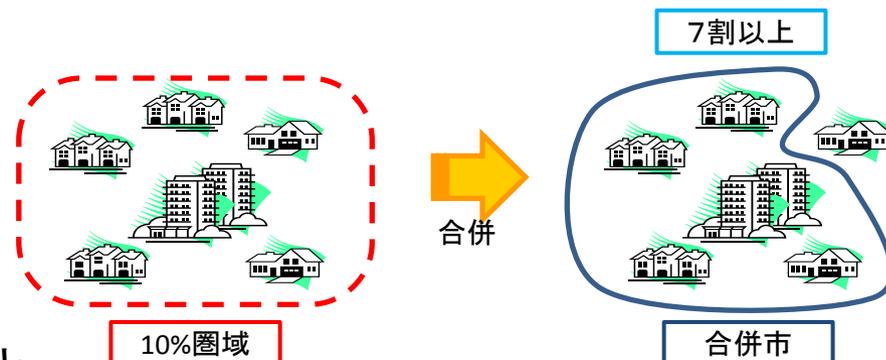
次のA及びBを満たすもの。

A ①又は②のいずれかを満たすこと

①人口10万人以上

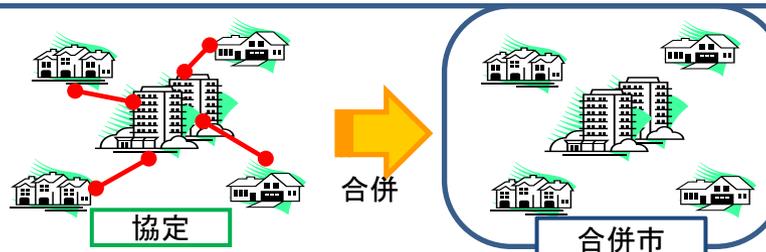
②合併関係市町村数5以上

B 人口最大の旧市の通勤通学10%圏内にあった他の旧市町村のうち、7割以上(市町村数又は人口のいずれか)が現在の中心市に含まれていること。



## パターン3

定住自立圏形成協定を締結した中心市及びその近隣市町村のすべてを含む合併をした市で、当該中心市の人口が合併関係市のうち最大のもの。



# 多自然拠点都市について

## 基本的考え方

定住自立圏構想では、中心市のオフィスや工場などに周辺市町村から通勤することを想定し、人口4万人超・昼夜間人口比率1以上といった中心市要件が定められている。一方、国立公園や国定公園などの豊かな自然を有する地域(多自然地域)に通勤する住民が多いことから、昼夜間人口比率が1未満となるなどして、中心市要件を満たさない都市も少なくない。

このような多自然地域を後背地に持つ居住拠点都市は、一定の都市機能を担い、豊かな地域資源を活かした雇用を創出する多自然地域を支える拠点的な都市としての機能を発揮しており、居住拠点都市を中心とする生活経済圏域について、定住自立圏の一類型として振興策を講じることとする。



## 多自然居住拠点都市の要件

中心市に該当しない市のうち、人口4万人以上でDIDが存在する市又はDID人口1万人以上の市で、周辺に後背地の要件を満たす市町村が存在すること。

## 後背地市町村の要件

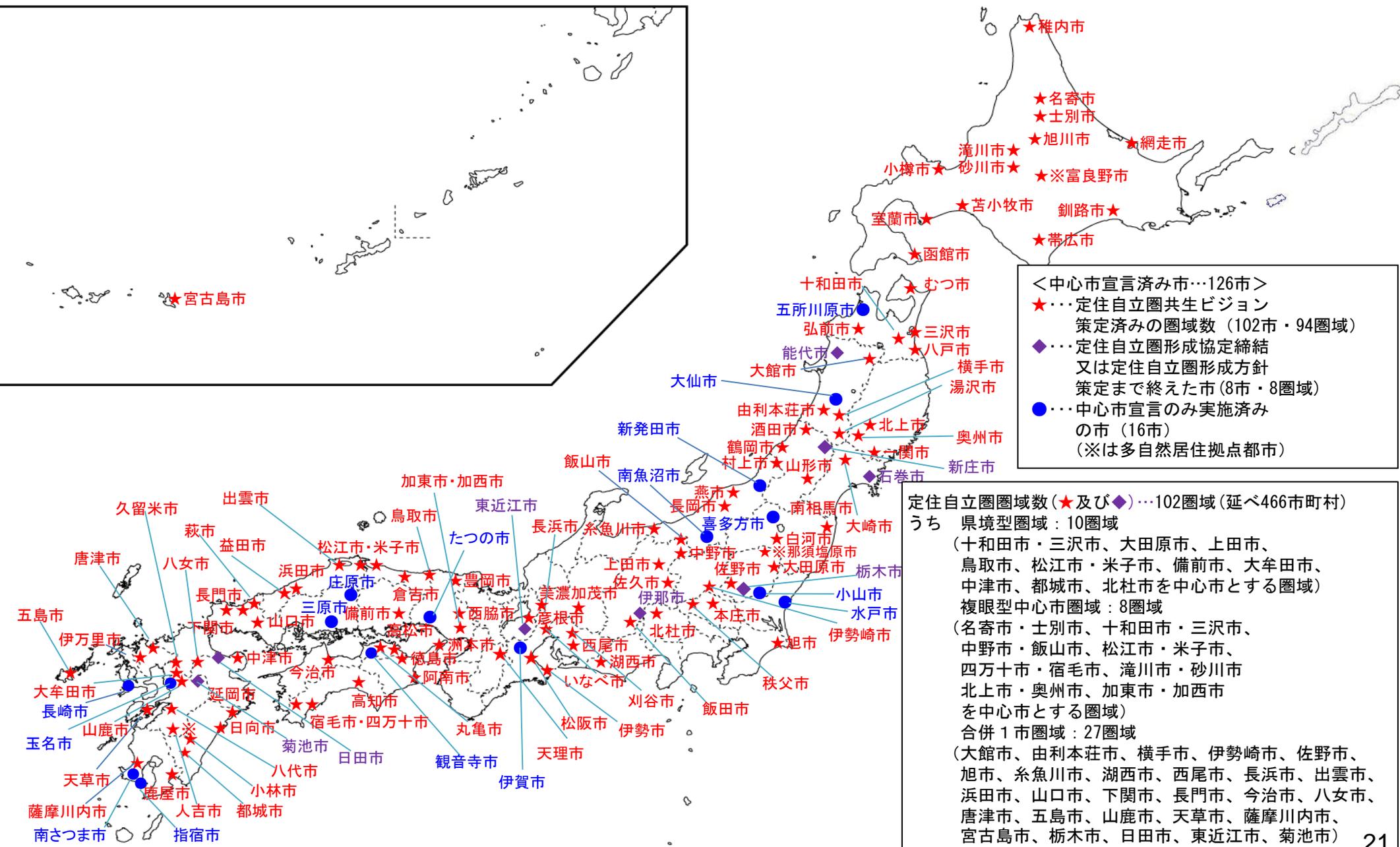
多自然地域(国立・国定公園に属するか、林野率80%以上)にある人口4万人未満の市町村(中心市の10%通勤通学圏は除く)で、次のいずれかに該当すること。

- (1) 昼夜間人口比率が1以上で、居住拠点都市からの通勤通学者の占める割合が10%以上
- (2) 昼夜間人口比率が0.9以上で、居住拠点都市からの通勤通学者の占める割合が20%以上

## 多自然居住拠点都市の要件に該当する都市

北見市(北海道)	小浜市(福井県)
富良野市(北海道)	御殿場市(静岡県)
伊達市(北海道)	富士吉田市(山梨県)
日光市(栃木県)	新城市(愛知県)
那須塩原市(栃木県)	新宮市(和歌山県)
沼田市(群馬県)	人吉市(熊本県)
青梅市(東京都)	うるま市(沖縄県)

# 定住自立圏構想の取組状況 (平成28年1月18日現在)



# 定住自立圏構想の取組状況（平成28年1月18日現在）

※赤枠(実線)は宣言連携中枢都市  
 ※赤枠(点線)は連携中枢都市の要件に該当する団体

都道府県	宣言中心市	中心市要件を満たす市(左記を除く)
北海道	小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、網走市、稚内市、帯広市、富良野市、函館市、名寄市・士別市(複眼型)、滝川市・砂川市(複眼型)、苫小牧市	札幌市、千歳市、石狩市、北見市、伊達市(※近隣市町村として取組済み)
青森県	八戸市、弘前市、十和田市・三沢市(複眼型)、むつ市、五所川原市	青森市
岩手県	北上市・奥州市(複眼型)、一関市	盛岡市、宮古市、大船渡市、釜石市
宮城県	石巻市、大崎市	仙台市、気仙沼市
秋田県	能代市、横手市、大館市、湯沢市、由利本荘市、大仙市	秋田市
山形県	山形市、鶴岡市、酒田市、新庄市	米沢市、東根市
福島県	南相馬市、白河市、喜多方市	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市
茨城県	水戸市	日立市、土浦市、常総市、つくば市、鹿嶋市、筑西市、神栖市
栃木県	大田原市、那須塩原市、佐野市、栃木市、小山市	宇都宮市、真岡市、日光市
群馬県	伊勢崎市	前橋市、高崎市、太田市、渋川市、富岡市、沼田市
埼玉県	秩父市、本庄市	—
千葉県	旭市	館山市
東京都		青梅市
神奈川県		(※中心市要件該当団体なし)
新潟県	長岡市、新発田市、糸魚川市、村上市、燕市、南魚沼市	新潟市、三条市、柏崎市、十日町市、上越市、佐渡市
富山県		富山市、高岡市、魚津市、黒部市
石川県		金沢市、七尾市、小松市
福井県		福井市、敦賀市、越前市、小浜市
山梨県	北杜市	甲府市、富士吉田市
長野県	飯田市、上田市、佐久市、中野市・飯山市(複眼型)、伊那市	長野市、松本市、諏訪市
岐阜県	美濃加茂市	岐阜市、大垣市、高山市、関市
静岡県	湖西市	静岡市、沼津市、富士市、磐田市、裾野市、牧之原市、掛川市、御殿場市
愛知県	刈谷市、西尾市	豊田市、安城市、田原市、新城市
三重県	松阪市、いなべ市、伊勢市、伊賀市	津市、四日市市、亀山市

都道府県	宣言中心市	中心市要件を満たす市(左記を除く)
滋賀県	彦根市、長浜市、東近江市	草津市、栗東市
京都府		福知山市
大阪府		(※中心市要件該当団体なし)
兵庫県	西脇市、豊岡市、洲本市、加西市・加東市(複眼型)、たつの市	姫路市
奈良県	天理市	
和歌山県		和歌山市、田辺市、新宮市
鳥取県	鳥取市、米子市、倉吉市	—
島根県	松江市、浜田市、出雲市、益田市	
岡山県	備前市	岡山市、津山市
広島県	三原市、庄原市	広島市、福山市、府中市、三次市
山口県	下関市、山口市、萩市、長門市	宇部市、下松市、岩国市、周南市
徳島県	徳島市、阿南市	—
香川県	高松市、丸亀市、観音寺市	坂出市
愛媛県	今治市	松山市、宇和島市、新居浜市、大洲市、四国中央市
高知県	高知市、四万十市・宿毛市(複眼型)	南国市(※近隣市町村として取組済み)
福岡県	大牟田市、久留米市、八女市	北九州市、福岡市、直方市、飯塚市、田川市、朝倉市
佐賀県	唐津市、伊万里市	佐賀市、鳥栖市、武雄市
長崎県	長崎市、五島市	佐世保市、島原市、諫早市
熊本県	山鹿市、天草市、人吉市、八代市、菊池市、玉名市	熊本市
大分県	中津市、日田市	大分市
宮崎県	都城市、延岡市、日向市、小林市	宮崎市、日南市
鹿児島県	鹿屋市、薩摩川内市、南さつま市、指宿市	鹿児島市、出水市、霧島市、奄美市
沖縄県	宮古島市	那覇市、浦添市、名護市、うるま市
合計	126	126

- 定住自立圏は126市が中心市宣言済み。
- 102圏域(延べ466市町村)で定住自立圏形成協定締結又は定住自立圏形成方針策定済み。
- 94圏域が定住自立圏共生ビジョン策定済み。

# 定住自立圏の取組規模

## ○取組規模

○中心市平均人口	11.9万人	(最大 41.9万人、最小 3.8万人)
		(高松市) (備前市)
		※ 複眼型中心市については、2市の人口の合計で計上。
		※ 多自然居住拠点都市を除く。
○圏域平均人口	17.6万人	(最大 59.4万人、最小 3.8万人)
		(瀬戸・高松圏域 (高松市)) (長門市圏域 (合併1市))
○平均近隣市町村数	4.8	(最大 18、最小 1)
		(十勝圏域 (帯広市)) (10圏域存在)
		※ 合併1市については、近隣地域 (旧市町村) 数。
○圏域平均面積	1,353km <sup>2</sup>	(最大 10,832km <sup>2</sup> 、最小 87km <sup>2</sup> )
		(十勝圏域 (帯広市)) (湖西市圏域 (合併1市))

## 【参考】連携中枢都市圏の取組規模

○連携中枢都市平均人口	46.8万人	(最大 53.6万人、最小 40.1万人)
		(姫路市) (宮崎市)
○圏域平均人口	84.1万人	(最大 127.7万人、最小 42.9万人)
		(播磨圏域 (姫路市)) (みやざき圏域 (宮崎市))
○平均近隣市町村数	8	(最大 14、最小 2)
		(播磨圏域 (姫路市)) (みやざき圏域 (宮崎市))
○圏域平均面積	2,129km <sup>2</sup>	(最大 2,673km <sup>2</sup> 、最小 871km <sup>2</sup> )
		(播磨圏域 (姫路市)) (みやざき圏域 (宮崎市))

# 定住自立圏における取組例

## ○政策分野別取組状況

定住自立圏102圏域（平成28年1月18日時点）における主な取組例と圏域数

### 市町村間の役割分担による生活機能の強化

**医療**  
98圏域  
医師派遣、適正受診の啓発、  
休日夜間診療所の運営等

**福祉**  
79圏域  
介護、高齢者福祉、子育て、  
障がい者等の支援

**教育**  
82圏域  
図書館ネットワーク構築、文化・スポーツ  
交流、公共施設相互利用等

**産業振興**  
98圏域  
広域観光ルートの設定、  
農産物のブランド化、企業誘致等

**環境**  
46圏域  
低炭素社会形成促進、  
バイオマスの利活用等

### 市町村間の結びつきやネットワークの強化

**地域公共交通**  
98圏域  
地域公共交通のネットワーク化、  
バス路線の維持等

**ICTインフラ整備・利活用**  
42圏域  
メール配信による圏域情報の共有等

**交通インフラ整備**  
65圏域  
生活道路の整備等

**地産地消**  
45圏域  
学校給食への地元特産物の活用、  
直売所の整備等

**交流移住**  
77圏域  
共同空き家バンク、圏域内イベント  
情報の共有と参加促進等

### 圏域マネジメント能力の強化

**合同研修・人事交流**  
87圏域  
合同研修の開催や  
職員の人事交流等

**外部専門家の招へい**  
36圏域  
医療、観光、ICT等の  
専門家を活用

# 先行実施団体における人口の社会動態について

先行実施圏域(21圏域)について、圏域人口の社会動態\*を定住自立圏の取り組み前後で比較

(※転入・転出に伴う人口動態)

## 1. 対象圏域

定住自立圏構想に先行的に実施した21圏域

八戸圏域、由利本荘市、長岡地域、ちちぶ、南信州、みのかも、湖東、鳥取県中部、中海圏域、東備西播、瀬戸・高松広域、下関市、幡多地域、久留米広域、八女市、九州周防灘地域、宮崎県北、日向圏域、都城広域、薩摩川内市、大隅

## 2. 対象期間

- ・【期間①】定住自立圏に取り組み始める以前 (H17. 10. 1-H21. 9. 30)
- ・【期間②】定住自立圏に取り組んだ後 (H21. 10. 1-H25. 9. 30)

## 3. 人口の社会動態

比較結果	備考	圏域数
i) 圏域人口の社会増	期間②において社会増	2
ii) 圏域人口の社会減が減少	期間①の社会減 > 期間②の社会減	17
iii) 圏域人口の社会減が横ばい	期間①の社会減 ≒ 期間②の社会減	1
iv) その他	・一時的な外国人の大幅な流出により、期間②において社会減 (ただし、日本人のみの社会動態については期間②において社会増となっており、i)に該当すると分類できる。)	1

# (参考) 連携中枢都市圏の取組の推進

## 連携中枢都市圏の意義とは

- 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成

## 連携中枢都市圏に何が求められているのか

- ① **圏域全体の経済成長のけん引**  
産学金官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援 等
- ② **高次の都市機能の集積・強化**  
高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備 等
- ③ **圏域全体の生活関連機能サービスの向上**  
地域医療確保のための病院群輪番制の充実、地域公共交通ネットワークの形成 等

## 連携中枢都市圏をいかに実現するか

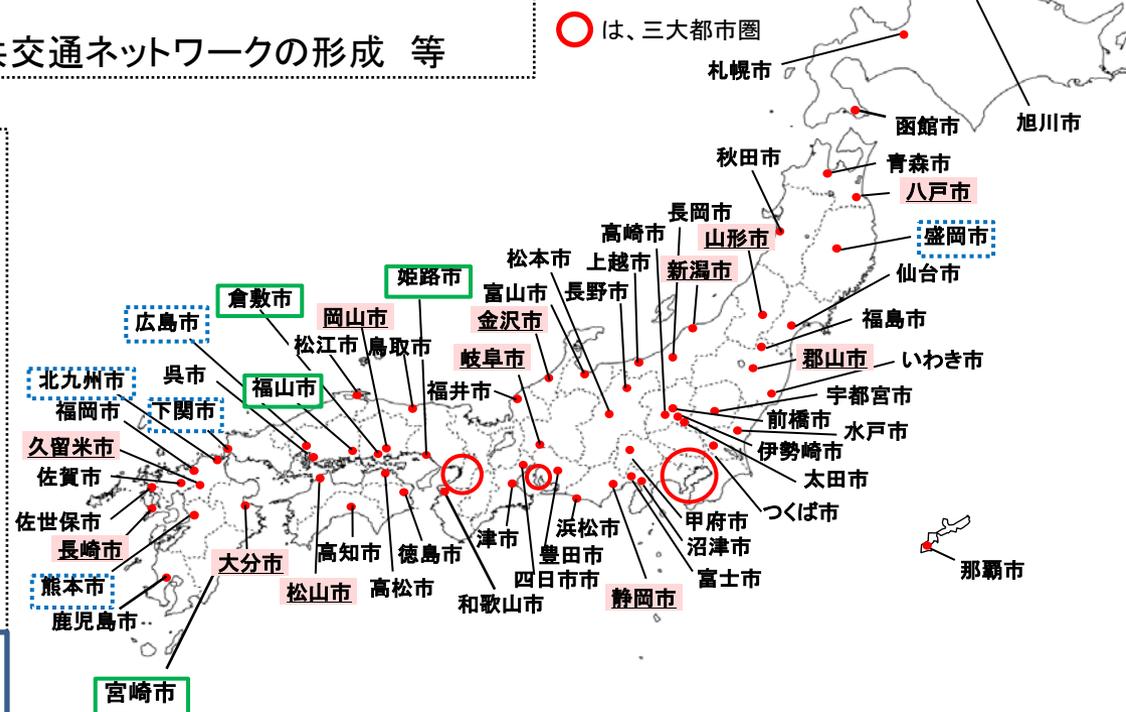
- 地方自治法を改正し、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする「連携協約」の制度を導入  
(平成26年11月1日施行)
- 平成26年度・平成27年度は、連携中枢都市圏の形成を推進するため、国費により支援(21事業)
- 平成28年度の政府予算案にも1.3億円を計上し、引き続き連携中枢都市圏の形成を促進
- 平成27年度から 地方交付税措置を講じて全国展開を図る
- 連携中枢都市圏形成のための手続き

連携中枢都市宣言

連携協約の締結

都市圏ビジョンの策定

-  は、都市圏を形成している団体(4団体)
-  は、平成26年度モデル事業実施団体のうち、まだ都市圏を形成していない団体(5団体)
-  は、平成27年度促進事業実施団体(12団体)
-  は、三大都市圏



## (参考) 連携中枢都市圏の取組の推進 (2)

### ○ 連携中枢都市圏の要件

地方圏において、昼夜間人口比率おおむね1以上の指定都市・中核市と、当該市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏

※ ただし、上記の都市圏を原則除く都市圏であって、隣接する2つの市(各市が昼夜間人口比率1以上かつ人口10万人程度以上の市)の人口の合計が20万人を超え、かつ、双方が概ね1時間以内の交通圏にある場合において、これらの市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏についても、①の都市圏と同等の取組が見込まれる場合においてこれを含むものとする(いわゆる複眼型連携中枢都市圏)。

### 【連携中枢都市宣言済み市(H28.1.22現在)】(宣言順)

姫路市、倉敷市、福山市、宮崎市、盛岡市、金沢市、下関市、高松市、北九州市、久留米市、熊本市、大分市

#### 【播磨圏域

##### 連携中枢都市圏】

連携中枢都市: 姫路市  
(53.6万人)

関係市町村:

相生市、加古川市、高砂市、  
加西市、宍粟市、たつの市、  
稲美町、播磨町、市川町、  
福崎町、神河町、太子町、  
上郡町、佐用町

圏域人口: 127.6万人

圏域面積: 2674km<sup>2</sup>

圏域形成日:

平成27年4月5日

#### 【高梁川流域

##### 連携中枢都市圏】

連携中枢都市: 倉敷市  
(47.6万人)

関係市町村:

笠岡市、井原市、総社市、  
高梁市、新見市、浅口市、  
早島町、里庄町、矢掛町

圏域人口: 78.3万人

圏域面積: 2463km<sup>2</sup>

圏域形成日:

平成27年3月27日

#### 【備後圏域

##### 連携中枢都市圏】

連携中枢都市: 福山市  
(46.1万人)

関係市町村:

笠岡市、井原市、三原市、  
尾道市、府中市、世羅町、  
神石高原町

圏域人口: 87.6万人

圏域面積: 2509km<sup>2</sup>

圏域形成日:

平成27年3月25日

#### 【みやざき共創都市圏】

連携中枢都市: 宮崎市  
(40.1万人)

関係市町村:

国富町、綾町

圏域人口: 42.9万人

圏域面積: 871km<sup>2</sup>

圏域形成日:

平成27年5月12日